

令和2年度 第3回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年6月8日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年6月8日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和2年6月8日 午後1時57分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員  出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	3番 中村 金一			4番 村田 新一		
出席した 農業委員会職員	事務局長 山本祐二			課長補佐 高田真之		
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第6回)の決定について 日程第8 議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について 日程第9 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について					

## 開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） 皆さん御起立願います。礼。よろしく願います。ご着席ください。ただいまから令和2年度第3回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いします。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。毎日暑い日が続き、そしてまた、農作業等も大変忙しい時期ではありますが、安全な作業とそれから、コロナ対策に十分注意されて、日々の生活を送っていただきたいと思います。現在ですね、1名、欠席届が出ておりませんが、遅刻、と思われま。26名中25名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、3番中村金一委員、4番、村田新一委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは報告いたします。資料2ページ目左側をごらんください。今回は6件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号41番が、経営規模縮小のため、申請番号42番から46番が所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいま、報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので以上で報告第1号を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは報告いたします。資料2ページ右側からごらんください。今回1件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、資料3ページ左側の農業生産法人経営概要表に記載しております。資料3ページ左側、令和2年5月1日現在です。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料3ページ目右側をごらんください。これまで議案にかけておりました非農地判断ですが、農地法の改正により、報告案件でよいとのことになりました。さて今回は5月の現地確認時に現地調査班で確認した際に判断した一筆です。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、議案第1号農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は4ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号9番ですが、資料は、4ページ以降8ページまでになります。譲り渡し人は、町外の相続財産管理人、5ページ左側にそれを証する書類

をつけておられます。財産管理人となるものの代理人ということで、弁護士の方ですかね、書類をつけておられます。譲り受け人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳現況ともに田。面積が2,522平米となっております。移転する契約内容としましては、売買による所有権移転で、金額は全体で50万円となっております。譲受人は申請地に水稻を作付予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第一班の現地調査がありましたので、申請番号9番の案件について、12番委員の田崎委員より報告をお願いします。

○12番委員(田崎 洋一郎君) はい、12番田崎です。それでは申請番号9番について現地調査報告をします。ページは4ページから8ページですが、場所はですね。元多良木高校前の道を岡原方面にいきまして、公立病院方面から来る道との交差点を多良木方面に行きまして、百太郎溝に当たる前の南側にあります。この申請地は、譲受人の方が以前から作付をされておられて、現在も水稻が植えられておりました。そのまま買うということになったようです。これがですね、総額50万円で、反あたり20万円弱という値段ではありますが、これは公社が入らない3条での売買でありますので、問題はないと考えます。なお、このように公社が入らない売買というのは、農地売買の参考価格に反映されないということです。以上です、審議方よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明、及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号9番の案件について、原案のとおり決定いたしました。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第6、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(山本 祐二君) はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は8ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号5番ですが、資料は9ページから13ページになります。譲り渡し人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で地目は台帳現況ともに畑、転用面積が409平米となっております。移転する内容としては売買による所有権移転で金額は全体で40万円です。転用の目的は資材置き場、倉庫を兼ねた資材置き場です。10ページの地図をごらんください。申請地の位置には、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、周囲を他地目で囲まれています。また、周囲500メートル以内に教育施設、医療機関が二つ以上あり、隣接する4メートル以上の道路には、2管理設、第3種農地となり、資材置き場への転用は可能と考えます。11ページから事業計画書、資金計画書12ページにかけて、自己資金の残高証明等を掲載しております。申請人は隣接の畑の地主さんからも、承諾書を提出されており、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号6番ですが、資料は13ページから18ページになります。譲り渡し人、譲受人はともに町外の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で地目は、台帳現況ともに田、転用面積が535平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で金額は全体で90万円です。転用の目的は、隣接するお寺の駐車場です。14ページの地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、ここは農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール以上の区域内にある第1種農地ですが、15ページの右側の地図、少し見づらいかもしま

せんが、灰色といいますか、少し黒味があったところが、圃場整備がしてある農地で、そこに斜線が、申請地のまわりに少しあるかと思えます。ここが、その新設の周辺で連担している宅地、住居等でございます。第1種農地の中で、不許可の例外という第1種農地でも例外的に認めるという意味ですが、その一つに、その周辺に居住する者の日常生活上必要な施設、今回の場合、お寺ですが、そこに集落が接続していることというのがあります。よって、その施設が必要な駐車場への転用が可能と考えられます。なお、譲受人の配偶者は、このお寺の出身ということで、駐車場整備後には無償での貸借契約を結ばれるとのことです。16ページから事業計画書、資金計画書、17ページにかけて、自己資金の残高証明等を掲載しております。申請人には代替地も検討され、土地改良区からの意見書を提出され、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第一班の現地調査がありましたので、申請番号5番の案件について、19番の縦木委員より、申請番号6番の案件について、22番委員の福永委員より報告をお願いします。

○19番委員（縦木 徹郎君） 19番の縦木です。申請番号5番について説明をいたします。譲受人、譲り渡し人ともに町内の方でございまして、所有権移転売買による所有権移転ということです。転用の目的といたしまして、畑ですけれども、現状現況畑ですけれども、そこに資材置き場とちょっとした倉庫をつくりたいということでございます。場所でございますが、申請地は南稜高校から南のほうに500メートル、それから、JAあさぎり支所の前にあさぎり歯科というのがございますけれども、そこから大体西に約260メートルの位置にあります。面積的には409平米で全体として40万円の売買ということでございます。隣がですね隣両方とも隣が宅地になっておりまして、それから裏にも、畑にちょっとあるんですけれども、そこにもちゃんと許可といいますか、了解を得るといようなこととございまして、別に何ら問題ないかと思えます。御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○22番委員（福永 高嗣君） 22番福永です。現地調査の報告をいたします。場所は岡原やっつろ館から東へ1キロ先の福元寺、お寺です。転用の目的として、ページ、16ページを見てもらいます。事業の目的及び必要性、と書いてあります。駐車場がないため、地域住民に迷惑がかかるとのことで、住民の必要なものとして、許可相当と見てまいりました。御審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明、及び現地調査報告が終わりました。申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号5番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番委員（的射場 洋一君） 14番的射場です。選定理由のところいろいろと状況を書いてありますので大体把握できたんですが、このケースの場合、後でも無償貸借されるということなんでそこ問題ないと思うんですけど、お寺の住職のほうから取得するというやり方もあったと思うんですが、それをされなかった理由というのはあるんですか。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、どうぞ。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、私どもは申請があった案件、Aさんの土地をBさんが買うのが、その農地区分によって妥当かどうかということ判断をいたしますので、なぜあの人が買わないのかという質問は、具体的にはしておりません。ただ内容として、先ほど少し出身という言い方をしましたが、この譲受人の方の奥様がここの住職さんの御兄弟ということで、当然親御さんのお墓もあるということで、全

くの利害関係人ではない、ということではないので、ということで深くそこはなぜお寺が買わなかったのか、ということまでは聞いてないということです。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画（第6回）について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは、利用権設定にかかわる部分について説明いたします。資料は19ページからごらんください。失礼しました20ページをごらんください。申請番号263番から275番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号276番と278番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号279番から280番は新規の賃貸借権の設定です。続きまして、所有権移転にかかわる分について説明をいたします。資料は21ページ左側からごらんください。今回の申請は8件で、申請番号31番から35番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れするものです。申請番号36番から38番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号31番の買い入れ価格は10アール当たり80万円です。申請番号32番から33番目までの買い入れ価格はともに10アール当たり50万円です。申請番号34番の買い入れ価格は10アール当たり70万円です。申請番号35番の買い入れ価格は10アール当たり50万円です。申請番号36番、失礼しました。申請番号35番の買い入れ価格は55万円です。申請番号36番の売り渡し価格は10アール当たり71万7,500円です。申請番号37番の売り渡し価格は10アール当たり82万円です。申請番号38番の売り渡し価格は10アール当たり66万6,250円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていると考えております。22ページから28ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表を載せております。なお申請地位置図は31番から35番の農地のみを掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号農用地利用集積計画（第6回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第6回）について、を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第4号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、令和元年の目標、説明をいたします。資料は29ページから32ページ左側になります。これにつきましては4月の総会におきまして、本件の案を御審議いただきまして承認を受けた上で、ホームページ上に4月28日から5月29日まで公表をいたしました。町内の農業関係者の御意見を受け付ける手続をとりましたが、公告期間内に意見等の受け付けはありませんでした。ほかに修正カ所等もありませんので、これで御了承いただければ、県に最終報告をいたします。どうか御了承方よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。議案第4号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。議案第4号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員賛成です。したがって、本案は



原案のとおり決定しました。

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第9、議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について説明いたします。資料3 2ページ右側から3 3ページになります。こちらも議案第4号と同じ同様に、4月の総会で御了承いただきました議案をホームページ上で公表いたしまして、農業関係者からの御意見を伺いましたが、議案第4号と同様に、御意見の受け付けはありませんでした。ほかに修正力所等もありませんので問題がなければ、承認後、県への最終報告といたします。どうか御了承方よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、を議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。はい。全員賛成です。したがって本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会、第3回総会を閉会いたします。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立願います。礼。

午後1時57分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和2年7月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 3番 中村 金一

あさぎり町農業委員会 署名委員 4番 村田 新一